

野生の山菜類・きのこ類を出荷する皆様へ

茨城県産の野生の山菜類・きのこ類の出荷に際しては、次の確認を行ってください。

確認1 表1で●印のついた野生の山菜類・きのこ類は出荷できません

表1の●印のついた野生の山菜類及びきのこ類は、国の出荷制限指示、または、県の出荷自粛要請により、**出荷できません。**

表1 野生の山菜類及びきのこ類の出荷制限等の状況(令和6年4月12日最終更新)

	野生のこしあぶら	野生のきのこ類	野生のたらのめ
水戸市		●	
日立市	●	●	
石岡市	●	●	
常陸太田市	●	●	
高萩市	●	●	
北茨城市	●	●	●
笠間市	●	●	
つくば市		●	
常陸大宮市	●		
桜川市	●		
茨城町		●	
城里町	●	●	
大子町	●	●	

確認2 表1で示した出荷制限等区域以外の市町村については モニタリング検査の要否を確認してください

出荷制限等区域以外の市町村についても、野生の山菜類及びきのこ類を出荷する場合は、県の放射性物質検査(モニタリング検査)が必要か否かを確認する必要があります。詳しくは、以下のホームページ又は、採取地の属する市町村、農林事務所にお問い合わせください。

オークションサイト・フリマサイトにおける販売も同様の対応となりますので、注意してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14183.html

☆茨城県林政課ホームページ(茨城県内のモニタリング検査実施状況)

http://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/rinsei/shido/shido/contents/sansai_kinoko/index.html

県北農林事務所(林業振興課)	電話:0294-80-3370	県南農林事務所(林業振興課)	電話:029-822-7087
県央農林事務所(林業振興課)	電話:029-231-2079	県西農林事務所(林業振興課)	電話:0296-24-9176
鹿行農林事務所(林業振興課)	電話:0291-33-4123	本庁(林政課)	電話:029-301-4026

確認3 出荷前検査を必ず行ってください！

野生の山菜類・きのこ類は、生育環境の違いによる放射性物質濃度のばらつきがあるため、確認1・2で問題がないことを確認した場合についても、出荷する前に放射性物質の自主検査等を実施し、食品衛生法の基準値(100Bq/kg)以下のものに限って出荷してください。

- ※1 出荷予定の野生の山菜類及びきのこ類から、50Bq/kgを超過する放射性セシウムが検出された場合は、採取地の属する市町村に届け出てください。
- ※2 出荷の際は“検査結果の写し”を出荷先に提出してください。
- ※3 “検査結果”と“出荷先の記録”を1年間保存し、市町村や県が求めた場合は提出に御協力願います。